

## 令和2年小野町議会5月第1回会議

### 議事日程（第1号）

令和2年5月12日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第26号 令和2年度小野町一般会計補正予算（第1号）  
〔上程、説明、質疑、以下日程第5まで同じ〕
- 日程第 5 議案第27号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第28号 小野町税条例の一部を改正する条例について  
〔上程、説明、質疑、以下日程第8まで同じ〕
- 日程第 7 議案第29号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第30号 小野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案の委員会付託
- 日程第10 報告第 1号 小野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 日程第11 委員長の審査報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第12 委員長の報告に対する質疑
- 日程第13 議案第26号 令和2年度小野町一般会計補正予算（第1号）  
〔討論、採決、以下日程第14まで同じ〕
- 日程第14 議案第27号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第28号 小野町税条例の一部を改正する条例について  
〔討論、採決、以下日程第17まで同じ〕
- 日程第16 議案第29号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第30号 小野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（12名）

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
5番	渡邊直忠君	6番	会田明生君
7番	吉田康市君	8番	宗像芳男君
9番	水野正廣君	10番	久野峻君

11番 竹川里志君

12番 田村弘文君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	吉田浩祥君
税務課長	吉田徳一君	町民生活課長	鈴木稔君
健康福祉課長	先崎秀一君	子育て支援課長	宗像喜也君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君	教育課長	佐藤浩君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	石井一一	次長	二瓶淳
書記	清水綾子	書記	佐藤理恵

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから、令和2年小野町議会5月第1回会議を開きます。

なお、会議規則第9条第2項の規定により、開議時刻を繰り上げ、ただいまから会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

---

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（田村弘文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、

7番 吉田康市 議員

8番 宗像芳男 議員

を指名します。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（田村弘文君） 日程第2、5月第1回会議の日程等について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

5番、渡邊直忠議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 渡邊直忠君登壇〕

○議会運営委員会委員長（渡邊直忠君） 本日、午前9時より開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

令和2年小野町議会5月第1回会議の会議日程については、本日1日限りとするものと決定いたしました。

また、議案の採決方法について、議案第26号については起立採決とし、議案第27号から議案第30号までについては簡易採決により行うことといたしました。

以上をもって報告いたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、5月第1回会議の日程は本日1日限りといたします。

また、議案の採決方法について、議案第26号については起立採決とし、議案第27号から議案第30号までについては簡易採決により行うことといたします。

会議日程については、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（田村弘文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会教育長であり、その委任を受けました者の名簿は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎議案第26号～議案第27号の上程

○議長（田村弘文君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第26号 令和2年度小野町一般会計補正予算（第1号）から日程第5、議案第27号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの2議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

---

#### ◎議案第26号～議案第27号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 令和2年小野町議会5月第1回会議が開催されるに当たり、議員各位には公私とにもご多忙の中ご出席を賜り、衷心より感謝を申し上げます。

本5月第1回会議にご提案申し上げる案件につきましては、令和2年度補正予算案件2件、条例改正案件3

件の議案5件のほか、報告1件となっております。町政執行上、緊急かつ重要な案件でありますことから、お集まりいただいたところであります。よろしくお願ひいたします。

それでは、提出議案に係る提案理由をご説明申し上げます。

議案第26号 令和2年度小野町一般会計補正予算（第1号）、議案第27号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

初めに、議案第26号 令和2年度小野町一般会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に10億4,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億4,300万円とする補正予算であります。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対応によるものでありまして、歳入におきましては、国庫支出金において、特別定額給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金を計上、県支出金において、教育支援体制整備事業費補助金を計上、繰入金において、財政調整基金繰入金の増額を計上したものであります。

歳出におきましては、総務費において、特別定額給付金給付事業に要する経費、民生費において、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する経費、衛生費において、感染症予防対策に要する経費、商工会費において、プレミアム付商品券発行事業補助金の増額及び中小企業借入利子補給補助金、教育費において、小野小学校西校舎手洗い場増設工事費及び幼稚園における感染症予防対策に要する経費、最後に、感染症対応の不測の事態に備えるため、予備費の増額を計上したものであります。

次に、議案第27号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に93万円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億7,979万3,000円とする補正予算であります。

補正の内容は、一般会計と同じく、新型コロナウイルス感染症対応によるものであります。歳入におきましては、保険給付費等交付金を増額し、歳出におきましては、傷病手当金を計上するものであります。

以上、議案第26号、議案第27号、令和2年度各会計補正予算2案件につきましてご説明を申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算であります。細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### ◎議案第26号～議案第27号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第26号 令和2年度小野町一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第26号について質疑を終わります。

次に、議案第27号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第27号について質疑を終わります。

---

#### ◎議案第28号～議案第30号の上程

○議長（田村弘文君） 日程第6、議案第28号 小野町税条例の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第30号 小野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてまで、3議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

石井事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

---

#### ◎議案第28号～議案第30号の説明

○議長（田村弘文君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第28号から議案第30号までの条例の一部改正3案件につきましてご説明いたします。

初めに、議案第28号 小野町税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者に及ぶ影響の緩和を図ることを目的として、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、施行されたことに伴い、小野町税条例の関係する条項について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては5点ありまして、まず1つ目として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、町税条例で規定している減免の適用対象に新たに事業用家屋及び構築物を追加する改正、2つ目として、軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までとする改正、3つ目として、新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があり、納税が困難である事業者等に対し、無担保で1年間納税を猶予する

特例が地方税法で設けられたことから、その手続を規定する改正、4つ目として、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを中止した主催者に対する払戻し請求権を放棄した者について、個人住民税の寄附金控除の対象とする改正、5つ目として、住宅建設の遅延等により入居が遅れた場合でも住宅ローン控除を受けられるよう、適用条件が弾力化されたことから、個人住民税においても同様の取扱いとする改正であります。

その他、地方税法等の改正による条項のずれの整備等、必要な規定の改正を行うものであります。

次に、議案第29号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。政府の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾におきまして、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について、国が特例的な財政支援を行うとするとされたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容としましては、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または、感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り、傷病手当金を支給するために必要な規定を追加するものであり、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用するものであります。

次に、議案第30号 小野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が本年4月に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容としましては、福島県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または、感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けているものに対して一定期間に限り、傷病手当金を支給することから、町の後期高齢者医療事務に傷病手当金の支給に関する事務を追加するために必要な規定を改正するものであり、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第28号から議案第30号までの条例の一部改正3案件につきましてご説明申し上げましたが、細部につきましては、副町長以下、担当課長等に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第28号～議案第30号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議案第28号 小野町税条例の一部を改正する条例についてから議案第30号 小野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案について一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第30号までの3議案について質疑を終わります。

---

◎議案の委員会付託

○議長（田村弘文君） 日程第9、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

◎報告第1号の報告

○議長（田村弘文君） 日程第10、報告第1号 小野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告について、朗読を省略し、町長の報告を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 報告第1号 小野町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されることに伴い、同日から施行が必要な部分について、小野町税条例の所要の改正を行ったものです。

主な改正内容としては2点ありまして、まず1つ目として、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が明らかとならない場合、その使用者を所有者とみなして、固定資産税を課税することを規定する改正、2つ目として、再生可能エネルギー電気の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、出力が5,000キロワット以上の水力発電設備に係る課税標準の特例割合を3分の2から4分の3とする改正であります。

その他、地方税法等の改正による条項のずれの整備等、必要な規定の改正を行ったものであり、地方自治法第180条第1項の規定により令和2年3月31日、専決処分を行いましたので、同条2項の規定によりご報告いたします。

○議長（田村弘文君） 暫時休議といたします。

直ちに、各部常任委員会を開催していただき、ただいま付託した議案の審議をお願いいたします。

なお、常任委員会は10時30分より開催をお願いしたいと思います。

5分間の休憩を取ります。

休憩 午前10時22分



再開 午後 1時43分

○議長（田村弘文君） それでは、再開いたします。

---

◎委員長の審査結果報告

○議長（田村弘文君） 日程第11、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

10番、久野峻委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 久野 峻君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（久野 峻君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

令和2年小野町議会5月第1回会議において、予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。以上申し上げます、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（田村弘文君） 次に、総務文教常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

9番、水野正廣委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（水野正廣君） 令和2年小野町議会5月第1回会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第28号 小野町税条例の一部を改正する条例について、税務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図ることを目的として、地方税法等の一部を改正する法律が公布され施行されたことに伴い、小野町税条例に関する条項について所要の改正を行うものであります。

委員からは、固定資産税等の減免措置の見込みについて質疑がありました。

次に、議案第29号 小野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全員委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、政府の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾におきまして、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等

に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うとされたことに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、議案第30号 小野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全員委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が本年4月に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。福島県後期高齢者医療広域連合において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、労務に服することができない被保険者で、給料の支払いを受けているものに対して一定期間に限り、傷病手当金を支給することから、町の後期高齢者医療事務に傷病手当金の支給に関する事務を追加するために必要な規定を改正するものであり、公布の日から施行するものであります。

以上が、令和2年小野町議会5月第1回会議において総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

---

#### ◎委員長報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第12、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡邊議員。

○5番（渡邊直忠君） 予算決算常任委員会報告の内容について質疑がございます。

今、このとおり委員長報告がございますが、私のほうから質問させていただきますのは、プレミアム付商品券発行補助事業、これに関してはもう少し検討する余地があるだろうというような質問、質疑をいたしました。その内容について、意見があったという類の話では、今の委員長報告としては、意見があった、その内容については記されていない。これについては私はちょっと疑問がございます。もう少し丁寧な報告書を作るべきだ。

以上であります。

○議長（田村弘文君） 久野委員長。

○予算決算常任委員会委員長（久野 峻君） 今、5番の渡邊議員のほうから、予算決算常任委員会の中での産業振興課のほうからの説明に対しまして、プレミアム商品券等のいろいろな説明があったわけですが、そういう形で提案理由のとおりということで、お諮りをして、決定をしたと、賛成多数で決定したわけです。そういった中でのほかの方々はその内容で十二分に理解をしたというふうに私は思っておりますが、結果的には、そういう中で、委員長報告に対する質問という形でありましたが、以上、私が申し上げたような内容で理解を得たというふうなことで回答としたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田村弘文君） 今、予算決算委員長、久野委員長のほうから渡邊議員の発言に対する答弁があったわけでございます。

渡邊議員。

○5番（渡邊直忠君） 私が申し上げているのは、今言っているように、やっぱりその委員会といろいろな意味でお互いに意見を交換しているわけでありまして、そういうふうな中で、報告書としてはもう少し丁寧な書き方が必要だろうということを申し上げているわけでありまして、これでは意見があった、どんな意見があったのか、ここに載っていないわけでありまして、こういう必要性があるということを申し上げているということでもあります。

○議長（田村弘文君） 今、渡邊議員から予算決算常任委員会の審議内容等について、発言がありました。今回、委員長報告にありますように、可決すべきものと決定いたしましたというような文言で一応、委員会は通っておりますが、その審議内容等については、やはり疑義あるんじゃないかというような渡邊議員の意見でございますので、今後におきましては、それらを加味しながら委員長報告等を作成していきたいというふうに、事務局のほうと協議していきたいというふうに思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

---

#### ◎議案第26号～議案第27号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第13、議案第26号 令和2年度小野町一般会計補正予算（第1号）から日程第14、議案第27号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）まで2議案を一括議題といたします。議案に対する討論を行います。

議案第26号から議案第27号まで2議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第27号までの討論を終わります。

---

#### ◎議案第26号～議案第27号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第26号 令和2年度小野町一般会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第26号 令和2年度小野町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和2年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてお諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第27号については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号～議案第30号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第15、議案第28号 小野町税条例の一部を改正する条例についてから日程第17、議案第30号 小野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてまで3議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第28号から議案第30号まで3議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第30号までの討論を終わります。

---

#### ◎議案第28号～議案第30号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議案第28号 小野町税条例の一部を改正する条例についてから議案第30号 小野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてまで3議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第30号までの3議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 以上をもって5月第1回会議の会議日程は全て終了いたしました。  
本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 1時57分